

島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について

1 改正要旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、高齢者保健事業の実施に当たっては、地方自治法に規定する広域計画に広域連合と市町村との連携について定めることが努力義務として規定された。

当広域連合においても、高齢者保健事業について、より効果的かつ効率的な推進が図れるよう、広域連合と関係市町村との連携内容に関し、広域計画の改定を行うもの。

2 改定内容

高齢者保健事業に関する広域連合と関係市町村の役割を明記する。

- (1) 広域連合 広域連合及び関係市町村が行う事務のうち、保健事業に関する記述を「被保険者が住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸と生活の質の維持向上を図るため、高齢者の特性を踏まえた保健事業」に改める。

保健事業に関する事務については、関係市町村への委託など6項目を明記する。

- (2) 市町村 広域連合からの受託により、高齢者保健事業を介護予防や国健康保険事業と一体的に実施すること及び保健事業に関する事務を加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり